

# 大和市教育委員会 3 月定例会

日 時 平成 29 年 3 月 28 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

1 開 会

2 会議時間の決定

3 前会会議録の承認

4 会議録署名委員の決定

5 教育長の報告

6 議 事

日程第 1 (議案第 9 号) 大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 2 (議案第 10 号) 大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第 3 (議案第 11 号) 大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

日程第 4 (議案第 12 号) 教育費予算の配分に関する規程の一部を改正する規程について

日程第 5 (議案第 13 号) 学校職員服務規程の一部を改正する規程について

7 そ の 他

8 閉 会

議案第9号

大和市教育局が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部  
を改正する規則について

大和市教育局が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正  
する規則について、審議願いたく提案する。

平成29年3月28日提出

大和市教育局

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表青少年相談室職員、心理カウンセラーの項及びスクールソーシャルワーカーの項中「相談員」の次に「、不登校児童支援員」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案				現行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
職名	定数	設置目的及び主な職務	職名	定数	設置目的及び主な職務		
略			略				
青少年相談室職員	略	青少年の健全育成に資するため、特に困難な教育相談、心理テストの実施、教育支援教室に通う児童生徒へのカウンセリング並びに相談員、 <u>不登校児童支援員</u> 及び不登校生徒支援員への指導及び助言を行う。	青少年相談室職員	略	青少年の健全育成に資するため、特に困難な教育相談、心理テストの実施、教育支援教室に通う児童生徒へのカウンセリング並びに相談員及び不登校生徒支援員への指導及び助言を行う。		
心理カウンセラー	略		心理カウンセラー	略			
スクールソーシャルワーカー	略		スクールソーシャルワーカー	略			

議案第 10 号

大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 3 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

大和市立図書館条例施行規則（昭和31年大和市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「場合の」の次に「点数は、1回につき10点（貸出しを受ける際、現に貸出しを受けている図書館資料がある場合は、その点数も含む。）以内とし、」を加える。

第15条中「教育長」を「教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

大和市立図書館条例施行規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(貸出しの点数及び期間)</p> <p>第4条 図書館資料の貸出しを受ける場合の点数は、1回につき10点  <u>(貸出しを受ける際、現に貸出しを受けている図書館資料がある場合は、その点数も含む。)</u> 以内とし、貸出期間は、貸出しをした日の翌日から起算して14日とする。ただし、貸出期間の満了する日が休館日に当たるときは、その翌日以降の最初の開館日を貸出期間が満了する日とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>	<p>(貸出しの点数及び期間)</p> <p>第4条 図書館資料の貸出しを受ける場合の貸出期間は、貸出しをした日の翌日から起算して14日とする。ただし、貸出期間の満了する日が休館日に当たるときは、その翌日以降の最初の開館日を貸出期間が満了する日とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、<u>教育長</u>が別に定める。</p>

議案第 11 号

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 3 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫



大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

大和市教育委員会事務決裁規程（昭和43年大和市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1(2)人事関係の表、休暇等の承認の項を次のように改める。

休 暇 等 の 承 認	休暇 欠勤 職務に専念する義務の免除	指導主事及び主査以下の年次休暇及び夏季休暇	場長及び主幹等以下（主幹兼係長の権限に属するものを除く。）	参事、課長及び担当課長	次長	部長及び担当部長	療養休暇、出産休暇、介護休暇、介護時間、組合休暇、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業、部分休業及び欠勤並びに大和市職員の職務
	自己啓発等休業 配偶者同行休業				部長を除く全職員	部長	に専念する義務の特例に関する条例第2条第3号の「任命権者が定める」基準について
	育児休業 部分休業					部長を除く全職員	部長 達）第1号、第7号及び第10号については、教育総務課長に合議

別表第1(2)人事関係の表、服務、営利企業への従事等の許可の項を次のように改める。

営利企業への従事等の許可			臨時的任用職員及び非常勤職員	全職員（部長の権限に係るものを除く。）
--------------	--	--	----------------	---------------------

別表第2教育総務課、配置、異動等の項を次のように改める。

配置、異動等	① 学校職員の自己申告の実施 ② 学校職員の配置及び異動関係資料の作成	① 現金取扱員の任免 ② 部長を除く職員の休職処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に規定するものに限る。）	① 職員（学校職員を含む）の配置及び異動の決定 ② 休職処分（部長の権限に係るもの及び専従休職を除く。）
--------	--	---	---

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

大和市教育局委員会事務決裁規程新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案						現行					
別表第1 (第4条関係)											
(2) 人事関係											
決裁事項 決裁者	主幹兼 係長	課長	部長	教育長	備考	決裁事項 決裁者	主幹兼 係長	課長	部長	教育長	備考
休暇等の承認	自己啓業 登等休業 配偶者 同行休業		部長を 除く全 職員	部長	療養休暇、出産休暇、介護 休暇、介護時間、組合休 暇、自己啓発等休業、配偶 者同行休業、育児休業、部 分休業及び欠勤並びに大和 市職員の職務に専念する義 務の特例に関する条例第2 条第3号の「任命権者が定 める」基準について（昭和 47年大和市例規通達）第1 号、第7号及び第10号につ いては、教育総務課長に合 議	略	育兒休 業、部 分休業			全職員	療養休暇、出産休暇、 介護休暇、育児休業、 部分休業及び欠勤並び に大和市職員の職務に 専念する義務の特例に 関する条例第2条第3 号の「任命権者が定め る」基準について（昭 和47年大和市例規通 達）第1号、第7号及 び第10号については、 教育総務課長に合議
服務	略					略	略				
	営利企 業への 従事等 の許可		臨時的 任用職 員及び 非常勤 職員	全職員 (部長の 権限に係 るものを 除く。)		略	略		全職員		
	略					略	略				略

別表第2 (第4条関係)

主管 課	決裁事項 \ 決裁者	課長	次長	部長	教育長	備考
教育 総務 課	配置、異 動等	略	略			<p>① 現金取扱員の任免 部長を除く職員 の職務免除(地方公務 員法(昭和25年法律 第261号)第28条第2 項第1号に規定するも のに限る。)</p> <p>② 職員(学校職員を 含む)の配置及び異 動の決定 ③ 退職処分(部 長の権限に係る もの及び専従休 職を除く。)</p>
略						略

別表第2 (第4条関係)

主管 課	決裁事項 \ 決裁者	課長	次長	部長	教育長	備考
教育 総務 課	配置、異 動等	略	略			<p>① 職員(学校職員を 含む)の配置及び異 動決定 ② 退職(専従休職を 除く。)処分</p>
略						略

議案第 12 号

教育費予算の配分に関する規程の一部を改正する規程について

教育費予算の配分に関する規程の一部を改正する規程について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 3 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会訓令第 号

教育費予算の配分に関する規程の一部を改正する規程

教育費予算の配分に関する規程（昭和48年大和市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表教育振興費、委託料の項を削る。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

教育費予算の配分に関する規程新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案				現行			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
目	節	細節	配分対象経費	目	節	細節	配分対象経費
略				略			
教育振興費	略	略		教育振興費	略		
		略		略	略		
		略		略	略		
略	略	略		業務委託料	業務委託料		電子複写機の保守点検委託料
		略		使用料及び賃借料	使用料及び賃借料		略
略				略			

議案第 13 号

学校職員服務規程の一部を改正する規程について

学校職員服務規程の一部を改正する規程について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 3 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会訓令第 号

大和市学校職員服務規程の一部を改正する規程

大和市学校職員服務規程（昭和46年大和市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「になう」を「担う」に改め、同条第2号中「率先」を「率先して」に改め、同条第8号中「たづさわる」を「携わる」に改める。

第4条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は平成29年4月1日から施行する。



大和市学校職員服務規程新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>第3条 略</p> <p>(1) 教育の一翼を<u>担</u>う自覚をもつこと。</p> <p>(2) 規律を厳守し、上司の職務上の命令、指示に従うとともに<u>率先して業務に従事</u>すること。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 給食に<u>携</u>わる職員は、常に身体、被服を清潔に保つこと。</p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(1)</u> 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>第3条 略</p> <p>(1) 教育の一翼を<u>にな</u>う自覚をもつこと。</p> <p>(2) 規律を厳守し、上司の職務上の命令、指示に従うとともに<u>率先業務に従事</u>すること。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 給食に<u>た</u>づさわ<u>る</u>職員は、常に身体、被服を清潔に保つこと。</p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(1)</u> <u>時報</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>